

戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給事業

【概要】

- 戦略プロジェクトを実施する都道府県が、戦略プロジェクトの対象事業所を対象とする低利融資を活用する場合に、国から指定金融機関に対して当該融資に係る利子補給を実施することにより、さらなる低利融資を可能とする。
- 利子補給は当該融資の1.0%を上限とする(利子補給の期間は最長5年間)。例えば、基準金利1.55%の場合に1.0%の利子補給を行うことにより、0.55%の利率で融資を受けることができる。

協議会(都道府県)

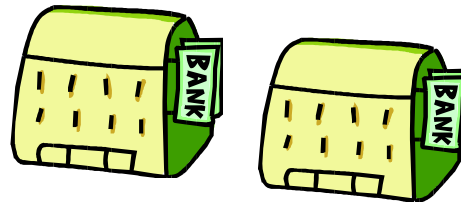
④事業の実施

<都道府県 等>



※ 構成員は、大学、研究機関、市町村、訓練機関、都道府県労働局、国の出先機関、金融機関 等

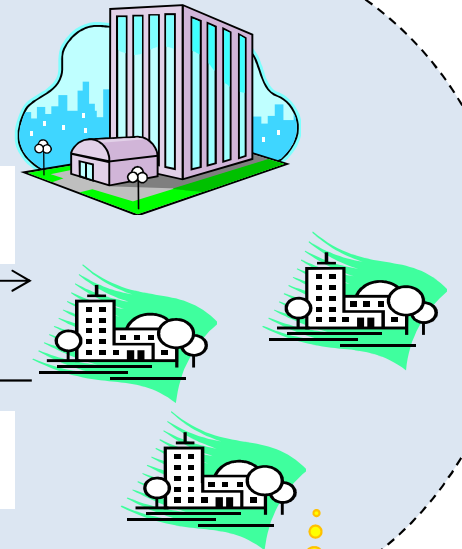
<指定金融機関>



※ 指定金融機関になるためには、協議会への参加が必要。

※ 融資額10億円の場合、1%(1000万円)分負担が軽減される。

戦略プロジェクト対象事業所



⑤低利融資

例:2%→1%

⑥利払い

例:2%→1%

一定数以上の雇用増

<厚生労働省>



① 融資制度の活用を含む戦略プロジェクトの計画を提出

※ 指定する金融機関、対象事業所等を記載

② 第三者委員会の評価を経て、事業を選定。

③ 金融機関の指定。融資に係る利子補給契約を締結。

⑦ 利子補給契約に基づく利子補給金の支払い。